## 固定資産税の申告・届出を

### 家屋を取り壊したら 届出をしてください

平成30年1月~12月に、家屋を取り壊された場合は、 「家屋取り壊し届出書」を税務課へ提出してください。届 出書は、市ホームページまたは税務課に設置していま 印鑑を持参し、来庁してください。

### 家屋の建築や用途を変更したときは連絡してください

家屋には、床面積の大小に関わらず固定資産税などが 課税されます。建築確認申請が不要な10㎡未満の小規模 な家屋を建築・増築したときはご連絡ください。

また家屋の用途は、登記などの情報や新築時の実地調査 を基に判断しています。用途を変更したが変更登記を行って いない家屋、未登記家屋についてはご連絡ください。

連絡および届出期限 12月28日(金)まで 市内事業者の皆さまへ

### 平成31年度償却資産(固定資産税)の 申告をしてください

前年度に申告された人には、申告書類を12月中に送付 します。新規に申告される場合は、申告書類を送付しま すのでご連絡ください。

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業 に使用している償却資産に対しても課税されます。

この償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における資 産の状況を申告することが義務付けられています。

申告期限 平成31年1月31日(木)まで

図市内に住所を有する65歳以上

**催定申告で障害者控除を受ける** 

ことができます。

者控除対象者認定書を提示する ない人でも、市が交付する障害

ことで、本人または扶養者は

### **圓税務課 ☎**(582)1115 **☎** (583) 9738

③身体障害者(ー~6級)に準 ②6ヵ月以上寝たきりの人

ずる障害があり、 帳申請中の人

障害者手

■ (581) 0203 **2** (584) 5474

申請後、認定書発行までに2 確定申告の必要がない人や、 週間程度かかります。

回長寿政策課 要です。 けている人は、 すでに障害者手帳の交付を受 認定申請は不

囮・県ホームページなどで登録 ※登録後、県消防協会から消防 団応援の店表示証(ステッ カー)を送付。 店舗の情報を掲載します。

執務時間中に左記へ申し込み。

申請書は左記に設置。

## 登録方法

呈など

購入金額の割り引きや粗品進

ホームページからダウンロー え、郵送またはファクスで県消 申請書に必要事項を記入のう に設置。または県消防協会 申請書は危機管理課や消防署 防協会へ申請してください。

> 県消防協会 **2** (522) 1965 大津市京町四丁目3―28

**過〒520—0044** 

## 危機管理課からお知らせ 消防団応援の店を 募集しています

65歳以上の障害者控除

対象者認定申請を受付

障害者手帳の交付を受けて

団応援の店に登録していただけ するとともに、消防団活動に対す る理解の促進を目的として、消防 る事業所を募集しています。 地域を挙げて、消防団を応援

団員や家族に対してサービスを 防団員カードの提示があれば、 提供いただきます。 登録いただいた事業所は、 消

## メリット

①知的障害者に準ずる障害が

ある人

当する人

31日現在、次のいずれかに該 で、認定を受けたい年の12月

拡大や新規顧客獲得につなが お店のイメージアップ、集客

# ります。

サービス例

②表示証交付

⑥優遇サ ービスの提供 (消防団員) SHOP 録などの流れ -ドの提示 ⑤団体力 (消防団応援の店) ①登録申請 ④団体カードの配布 県消防協会 市町 ③登録店を HPに掲載

対象店舗など詳しくは県消 さい。 防協会へお問い合わせくだ